

第三者評価結果

事業所名：スターチャイルド《中山ナーサリー》

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<コメント> 全体的な計画は、児童憲章や保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成しています。また、保育所の理念や保育目標・方針に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、保育の目標、養護、教育、健康支援、食育の推進など保育の内容を総合的に展開しよう法人が作成しています。法人の計画を基に、園の現状や子どもと家庭の状況、地域の実態などを考慮して園に合わせた全体的な計画を作成しています。保育所の社会的責任、養護に関する基本事項、保育の計画と評価、更に年齢ごとのねらい及び内容、並びに配慮事項を具体的に記載しています。全体的な計画に基づいて、各計画案を作成し、自己評価、見直しを実施しています。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント> エアコンや加湿空気清浄機を使用し、こまめに換気をして、室温、湿度、採光などの環境は適切な状態を保持しています。保健衛生管理マニュアルにそって玩具や設備の衛生管理に努めています。0,1歳児が使用する布団は3か月毎に布団乾燥、年に1度布団丸洗いを実施しています。2歳児以上はコットを使用しています。フロア会議で子どもの状況に応じて見直し、子どもの成長に応じて可動式家具などで環境設定を変えています。また、個別に椅子の高さに応じて足元にマットを使用して、姿勢が正しく保ち落ち着いて座れるよう工夫しています。子どもの様子に合わせてマットを準備したりコーナーを設定して、くつろぎ落ち着ける場所を工夫して作っています。また、必要に応じてクールダウンする場所を用意しています。食事や睡眠、着替えの空間を分け、心地よい生活空間を確保しています。手洗い場やトイレは清潔に保たれ、年齢に応じて高さを変え、子どもが利用しやすくしています。	
A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント> 日々の保育の中で発達状況を確認し、保護者と家庭での状況などの情報交換を行い、カリキュラム会議で個々の状況に応じた対応を話し合っています。全職員で子どもの個人差を把握し、尊重した保育を実施しています。子どもが安心して自分の気持ちを表現できるよう、子どもの状況や変化を見て、言えるまで待つことを心がけています。言葉に出して言える、表現できることで自信につながるよう配慮しています。また、上手に自分を表現できない子どもには、子どもの表情や仕草から気持ちを汲み取り、細かな変化を見逃さないよう努めています。子どもの欲求を受け止め、子どもの気持ちに添って個別の対応ができるよう、オープンスペースの強みから様子を見て職員間で連携して対応しています。子ども一人ひとりの気持ちを受け止め、子どもの人格を傷つけ、否定する言動はしないことを理念やマニュアルを通して確認していて、子どもに分かりやすい言葉で穏やかに話をしています。	
A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント> 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう、保護者と連携を密にして相談しながら進めています。保育士は、食事や排泄、着替えなどの場面で個々の子どもの発達状況に合わせ、職員間で話し合っ対応しています。また、子どものやろうとする意欲を尊重して援助できるよう、一人ひとりを把握するよう努めています。基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、それぞれが互いに刺激を受け、自分からやりたい気持ちになった時にできる環境を整えるようにしています。保育士は、日々の保育の中で、子どもたちが積み重ねることで身に付くよう働きかけています。時期や体調によって、活動と休息のバランスが保たれるよう1日の保育活動を組み立てています。生活習慣を身につけることがなぜ必要か、子どもの年齢に応じて具体的に分かりやすく伝えています。	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
---	---

<コメント>

子どもが主体的に活動できるよう年齢や発達に応じて興味と関心を持って取組める環境を整備しています。保育士は、子どもの言葉や発言を大切に活動に取り入れるなど、子どもが自発性を発揮しているよう援助しています。天気の良い日は園庭や散歩で身体を動かし、室内では平均台や鉄棒を使用したサーキット等遊びの中で進んで身体を動かしています。近隣の河川敷や公園に散歩に出かけ、季節の自然に触れる機会を作り、落ち葉や木の実などを持ち帰って制作に活かしています。また、散歩では、交通ルールを学び、消防署見学や買い物体験、近隣の人々と挨拶を交わすなどの社会経験が得られています。友だちとのトラブルは、子どもが互いの意見を聞き、相手の気持ちに気付くよう必要に応じて保育士が仲立ちとなって対応しています。保育士は、子どもたちが話し合う機会を作り、話し合いから子どもが友だちと協同して活動できるよう援助しています。リトミックやごっこ遊び、劇遊び、廃材制作など様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫しています。

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

保育士は毎日の連絡帳の内容を確認し、子どもの様子を把握してその日の活動に反映しています。また、子どもの状況や夕方など休める場と活動の場を分けて対応しています。少人数でゆったりと応答的に関わりながら信頼関係を築くことを大切に保育を行っています。日々の睡眠の確保や授乳などの個別の対応により、安定して過ごし、スキンシップを通して保育士と愛着関係が持てるよう配慮しています。子どもが興味と関心を持つことができるよう、保育環境と玩具の見直し等を常に検討して、手先を使った遊びから発達状況に合わせて全身運動機能の発達を促す遊びを取り入れて保育を行っています。子どもの発達に応じた個々の対応を職員間で情報共有して必要な保育を行っています。保護者とは、送迎時や保育園向けアプリで密に連携を図っています。離乳食の進み具合は、担任が声をかけ、個別に進めています。

<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して、時間に追われず無理なくできるように、待つ時間を考慮して対応しています。探索活動が十分行われるよう、安全に配慮しつつも過度な制限を設けず、子どもが自由に遊びを選べるよう活動を工夫しています。子どもが自分のしたいこと、意思を伝えようとしている様子を丁寧に受け止め、自我の育ちを大切に、やりたい気持ちを代弁して満足が得られるよう関わっています。保育士は、友だち同士の関わりが持てるよう働きかけ、一人ひとりに適した声かけをしています。園の行事などで異年齢の子どもと関わり、栄養士や法人職員など保育士以外の大人との関わりを持っています。保護者とは、日々の送迎時や保育園向けアプリを用いて情報共有しています。トイレトレーニングに関しては、言いやすい環境を作り、提案するなど保護者と連携して進めています。

<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
--	---

<コメント>

3歳児の保育に関しては、子どもが提案した自然物を制作に取り入れるために散歩先を決めるなど、子どもが興味関心のある活動に取り組めるよう保育士は関わっています。4歳児の保育に関しては、集団遊びが上手にできる時期で、見守りながら提案し、友だちと共に楽しみながら遊びや活動に取り組めるよう援助しています。5歳児になると、ルールを自分たちで決め、うまくいかない時は話し合っ解決しています。劇では大道具の背景作りに、皆で色付けをしています。話し合いをすることで協力して一つのことをやり遂げる環境を整えています。また、3・4・5歳児の合同保育では、一緒に協同して一つの物を作っていき過程の中で、様々な子どもの関り、自分を表現し、他の子どもへの関心を持って共に楽しめる機会を作っています。取り組んできた活動について、保護者には保育園向けアプリやドキュメンテーションで知らせ、小学校には、情報交換で伝えています。

<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
---	---

<コメント>

園舎は、バリアフリー構造になっていて、エレベーター、多目的トイレを備えています。障害のある子どもに配慮した個別指導計画は、クラス活動と関連して子どもがどのように関わることができるか考慮に入れて作成しています。計画に基づき、子どもの状況と成長に応じて、個々の子どもに合わせた保育を行っています。障害についてそれぞれの特性を、個性として受け入れ、クラスの一員として参加できるよう子ども同士の関わりに配慮しています。保護者とは、子どもの情報を共有し、気持ちに寄り添い、個別面談を通して共に考える姿勢を大切にしています。横浜市北部地域療育センターの巡回訪問等を通じて対応について助言を受けながら、検討・見直しを行っています。保育士は、必要な知識を得るよう努め、職員は情報共有しています。保育所の保護者には、園日より、SDGsなど多様性を受け入れる考えとともに、色々な子どもがいて良いことを伝えています。

【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
---	---

<コメント>

月間指導計画に長時間にわたる保育の取組、配慮事項が明記されていて、職員は共通認識を持って保育にあたっています。サークルやパーティー、マットなどで静と動の活動を分けて環境を整え、子どものその日の様子や体調により、必要に応じて身体を休める場所を用意しています。園は、オープンスペースのため、ゆったりと落ち着いた環境設定は今後の課題としています。延長保育では、始めは個別のクラスで穏やかに過ごし、利用者が少なくなってから合同保育になるよう配慮しています。子どもの在園時間に配慮した補食を提供しています。日頃から職員全体で子どもを把握するように努めています。保育士間の引き継ぎは、伝達ボードや遅番ミーティングを活用し、保護者との連携は担任がいない時間でもエピソードや様子を伝え、対応しています。

【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
--	---

<コメント>

全体的な計画、5歳児年間指導計画に小学校との連携、就学に向けての事項を設けています。更に、アプローチカリキュラムでは、小学校に向けて円滑な接続計画、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿など具体的な配慮事項と環境構成が記載され、それに基づいて保育を実施しています。子どもたちは、小学校訪問や小学生との手紙交換、近隣園との年長児交流などを行っています。また、就学を見通して午睡をやめた時間を使って、習字やワーク、話し合いなどの就学前教室の時間を設けています。保護者には、「小学校の生活について」などのパンフレットを掲示し、子どもの就学前教室を始めるにあたり詳細を知らせています。幼保小連携事業に参加し、小学校教員と意見交換など就学に向けた連携を図っています。5歳児担任が保育所児童保育要録を作成し、施設長が確認しています。

A-1-(3) 健康管理 【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	第三者評価結果 a
---	--------------

<コメント>

「健康管理マニュアル」を整備して、子どもの健康状態を把握しています。受け入れ時と午睡後に検温を行い体調の観察を行っています。子どもの体調の変化やけがなどは、直ちに主任・施設長に報告し、必要に応じて保護者に電話で状況を伝えるとともに、事後の対応の話し合いを記載した「伝言ボード」で次の登園時に確認しています。職員会議で子どもの健康状態に関する情報を伝え、急を要する時は「伝言ボード」や遅番ミーティングで情報を共有しています。既往歴や予防接種の状況などの新しい情報は、その都度保護者から声をかけてもらい、担任が記入する他、年度末に状況確認を行っています。保護者に対して、園日より保健日よりを通して、子どもの健康に関する取組や情報を伝えています。乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知して、必要な取組を行っています。保護者に対しては、SIDS取組強化月間の横浜市からのリーフレットを掲示して情報提供しています。

【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
--	---

<コメント>

年2回の健康診断と歯科健診が行われ、結果は児童健康台帳に記載し、職員間で共有しています。保護者には、結果を書面で伝えていきます。嘱託医とは、日頃から感染症などの情報提供と助言を受け、子どもの受診など随時相談できる関係性を持っています。また、保護者に事前に健診日を通達し、医師に対する質問等を受け付け回答を伝えています。健診の結果をもとに、保護者の意向を確認しながら、食が身体を作ることを子どもたちに伝え、食事を通して健康に関心が持てるよう保育に生かしています。更に、緑区役所から歯型の模型を借り受けて歯みがき指導を行っています。

【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
---	---

<コメント>

アレルギー疾患のある子どもに対して「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を基に、子どもの状況に応じた適切な対応をしています。食物アレルギーについては「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、医師の記入した「アレルギー疾患等生活管理指導表」に従って、除去食を提供しています。保護者とは個別の除去食献立表を配布して確認してもらい、定期的に通院している結果を伝えてもらう等連携を密にしています。職員は、アレルギー疾患等について研修などにより必要な知識・情報を得て、マニュアルに沿って、一人ひとり丁寧に対応しています。関わる職員はエプロンを替え、視覚的に分かりやすいよう机、食器、トレーを変えて提供しています。園のアレルギー疾患、慢性疾患等についての取組は重要事項説明書で伝えています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント>	
<p>「年間食育計画」「クッキング保育・食育計画表」を作成し、幼児クラスは毎月、2歳児クラスは8月から食育を実施しています。食育では、季節の食材や旬の野菜に触れ、クッキングなどを行い、栄養士と保育士は連携して子どもが食に興味・関心が持てるよう取り組んでいます。食事は楽しく食べることを基本として、個々の子どもの発達に合わせ、声かけしながら適切な援助をしています。食器は陶磁器を使用し、年齢に応じた食器や食具を使用しています。個人差や食欲に応じて幼児は自己申告で保育士に告げ、乳児は完食する喜びを大切に保護者と連携して食事量を調節しています。子どもたちは、キュウリやオクラ、長ネギなどの野菜を栽培し、給食室で調理してもらうことで食べる意欲が増えています。食が身体を作ることを子どもに伝え、5歳児は栄養ボードに給食の食材を貼って確認しています。保護者には、給食日より子どもの食生活に関する取組を伝え、ドキュメンテーションで食育の様子を知らせ、更に作品展で1年間の食育の様子を見てもらう機会を作っています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<コメント>	
<p>季節感を大切に旬の食材を使い、季節の行事に合わせた献立を作成しています。また、月に1回郷土食を献立に取り入れて、料理の紹介を掲示して地域の食文化にふれ、興味を持ってもらえるよう工夫しています。毎月の会議や日々の保育士からの意見などで喫食状況や離乳食の進み具合、嗜好状況を把握しています。毎日残食を計量して記録し、調理の工夫に反映しています。給食室で調理する姿を見ることができ、子どもたちは育てた野菜を給食室に運んで調理してもらい、食に興味を持つことができます。栄養士は、ほぼ毎日子どもの食事の様子を見に行き、毎月の食育では子どもたちの話を聞く機会を持っています。給食室の衛生管理は「衛生管理マニュアル」に沿って、適切に対応しています。更に、HACCP（衛生管理手法）に基づいて温度管理を徹底して記録しています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント>	
<p>登園時に家庭での様子を聞き、降園時にその日の子どもの様子を伝え、保護者と日常的な情報交換をしています。乳児クラスは、保育園向けアプリを用いて、家庭と園の連続性を考慮して情報交換をしています。保護者には、園だよりやクラスだよりで保育の内容や取組について知らせています。行事などは当日の様子だけでなく、過程や日々の取組が大切と日頃の様子を伝えるようにしています。例えば、保護者に、鉄棒が始めは怖くできなかった様子や日々の取り組んでいる様子をその都度知らせ、運動会ではできた姿を見学することができます。ドキュメンテーションで日々の保育の様子を伝え、行事や個人面談などで子どもの成長を共有できるよう支援しています。個人面談など保護者との相談内容は、個人ファイルに記録しています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<コメント>	
<p>職員は、毎日の送迎時に挨拶を交わして話す機会を持ち、普段の何気ない会話を大切にしています。また、保護者からも話しかけやすい雰囲気をつくるよう配慮し、信頼関係が築けるよう努めています。また、入園のしおりでは、「より良い連携を目指して、相談や要望は気軽に保育士又は施設長に声をかけてほしい」として保護者からの相談に応じる体制があることを伝えています。更に、個人面談強化月間を設け、園だよりで周知し、手紙も配布して知らせています。保護者のスケジュールが難しい時は、個別に相談に応じています。子育てのノウハウや保育の経験のアドバイス、関係機関との連携の情報など、保育所の特性を生かした保護者への支援を行っています。相談内容は記録し、継続してフォローできるように努めています。相談を受けた職員が適切に対応できるよう、施設長や主任に報告し、共有して助言を受けられる体制になっています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<コメント>	
<p>職員は、朝の受け入れ時の観察や登降園時の保護者の対応、着替えの際の観察など、状況の把握に努めています。「児童虐待対応フローチャート」を事務所に掲示し、職員から施設長への報告、区役所など関係機関への報告や情報共有などの対応手順が整っています。配慮が必要な家庭については、関係各所と情報共有を行い対応しています。また、信頼関係を築きやすい関係を持つよう努め、保護者が話しやすくなるよう援助しています。虐待等権利侵害に関する研修を受講し、会議で共有しています。行政など関係機関と連携を図って取り組んでいます。「児童虐待対応マニュアル」を整備し、職員は読み合わせを行っています。</p>	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
<p style="text-align: center;">A-3-(1)-①</p> <p>【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>年間指導計画、月間指導計画などの指導計画や保育日誌などの記録は、振り返りを文章化できる書式になっていて、自己評価は意図とした保育のねらいが達成されたか記入しています。更に、子どもの成長や個々の子どもの意欲、その取り組む姿勢を重視して記載しています。カリキュラム会議で月間指導計画の振り返りを行い、課題や翌月の目標を話し合い、振り返りを次の計画に繋げています。自己評価は定期的に行い、日々の保育日誌は、ドキュメンテーションを通して保育の振り返りを行い、翌日以降の保育に繋げています。保育日誌は、各職員が見ることができ、午睡時などを利用して進め方などうまくいかなかった事を話し合い、意見を聞ける場を作って意識の向上につなげています。更に、保育の改善や専門性の向上には、園内研修や法人研修をはじめ、興味のあること、気になることなど個別にタイムリーに学ぶことができるオンライン研修を取り入れています。保育士等の自己評価を施設長、主任が取りまとめ、園の自己評価に繋げています。</p>	